

**国立研究開発法人森林研究・整備機構物品の製造契約、
物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領**

平成15年5月30日

14森林総研第1941号

最終改正：3.7.1（3森林機構第428号）

（指名停止）

- 第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の契約責任者（国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程（13森林総研第56号）第7条第1項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）が存する機関の長（以下「機関の長」という。）は、有資格者（国立研究開発法人森林研究・整備機構競争参加者選定事務取扱要領（13森林総研第89号。以下「競争参加要領」という。）第6条第1項に規定する有資格者をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 機関の長が指名停止を行ったときは、契約責任者は、物品の製造、物品の購入又は役務等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（再請負人及び共同事業体に関する指名停止）

- 第2条 機関の長は、第1条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である再請負人があることが明らかになったときは、当該再請負人について、請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 2 機関の長は、第1条第1項の規定により共同事業体について指名停止を行う場合は、当該共同事業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同事業体の代表者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 3 機関の長は、第1条第1項及び前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同事業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

- 第3条 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそ

れぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める指名停止の期間の短期の2倍の期間（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）とする。
 - (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ同表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 機関の長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1期間（第3条第1項に該当する場合にあっては、別表第5号又は第7号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。
- 4 機関の長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 機関の長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは別表各号、前各項及び第4条に定める指名停止の期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 機関の長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 機関の長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合にはそれぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合で有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第5号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。

- (2) 別表第4号から第7号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。
- (3) 別表第4号又は第5号までに該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があった場合（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく農林水産省の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第4号又は第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間。
- (5) 公共機関及び農林水産省関係の他の独立行政法人の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第6号又は7号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間。

（指名停止の通知）

第5条 機関の長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 契約責任者は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

- 2 契約責任者は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、あらかじめ機関の長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

(再請負等の禁止)

第7条 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約責任者の契約に係る物品の製造、物品の購入又は役務等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 機関の長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月16日から施行する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成16年1月15日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月2日 18森林総研第1615号）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月22日 26森林総研第1134号）

この要領は、平成27年1月22日から施行する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成27年1月22日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則（平成27年3月31日 26森林総研第1673号）

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則（平成27年11月4日 27森林総研第1030号）

この要領は、平成27年11月4日から実施する。

附則（平成28年3月31日 27森林総研第1851号）

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成29年3月31日 28森林総研第1945号）

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附則（令和3年7月1日 3森林機構第428号）

この要領は、令和3年7月1日から実施する。

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1条、第2条、第3条及び第4条関係）

措 置 要 件	指名停止の期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4 か月以上 1 2 か月以内
ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3 か月以上 9 か月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2 か月以上 6 か月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役職員以外の農林水産省及び農林水産省関係の独立行政法人に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4 か月以上 1 2 か月以内
ロ 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内
ハ 使 用 人	1 か月以上 3 か月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第2号に該当する場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3 か月以上 9 か月以内
ロ 一般役員等	1 か月以上 3 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 当該区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内
5 次のイ又はロに掲げる者と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 契約責任者	3 か月以上 1 2 か月以内

ロ 公共機関及び農林水産省関係の独立行政法人の職員	2 か月以上 9 か月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
6 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当該区域内において、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 1 2 か月以内
7 次のイ又はロに掲げる者と締結した契約に関し、一般役員又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 契約責任者	3 か月以上 1 2 か月以内
ロ 公共機関及び農林水産省関係の独立行政法人の職員	2 か月以上 1 2 か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
8 各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
9 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構

〇〇〇〇〇〇〇長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が(の) ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり
指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分
注意されたい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 指名停止の期間 | ② |
| 2 指名停止の理由 | ③ |

(備考)

- ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- ②には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とする。

別紙様式第2号(第5条関係)

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構

〇〇〇〇〇〇〇長 印

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 〇〇〇〇〇〇〇〇の指名停止を行った旨
を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知
する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変 更 の 理 由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とする。

別紙様式第 3 号(第 5 条関係)

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構

〇〇〇〇〇〇〇長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とする。

機構物品の製造契約、物品の購入契約及び
役務等契約指名停止等措置要領の取扱いについて

1. 第1条第1項関係

- (1) 全省庁統一の競争参加資格の審査が導入され、機構も全省庁統一名簿に記載されていれば有資格者と認めている。指名停止については、業務等に関連がなく、かつ、指名停止による実効性がないと判断される有資格者については指名停止通知を行わないものとする。

なお、農林水産省大臣官房予算課から林野庁を経由して通知される指名停止有資格者の内、農林水産省関係機関が行った指名停止有資格者とは、当該指名停止期間中は契約をしないものとする。

- (2) 指名停止期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定した時とする。

なお、この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2. 第2条関係

第3項の規定に基づく共同事業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格者を共同事業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同事業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第3条第2項の規定に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象とはしないものとする。

3. 第3条第2項関係

- (1) 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当所の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 再請負人又は共同事業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、請負人又は共同事業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第4条各号の一に該当することとなった場合には、機関の長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこととする。

4. 第4条関係

- (1) 第4条各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、機関の長の判断により指名停止の期間に加重を行うこととする。
- (2) 第4条第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」は、当該発注者に対して有資

格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

- (3) 「公共機関の職員」(第4条第5号並びに別表第3号、第5号及び第7号に係る)とは、刑法(明治40年4月24日法律第45号)第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものとする。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

5. 別表関係

(1) 第1号関係

「代表権を有すると認めるべき肩書き」とは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。

(2) 第4号及び第5号関係

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条に違反した場合は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、この項前段の期間が第4号又は第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

(3) 第4号及び第8号関係

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

(4) 第8号関係

「業務に関し不正又は不誠実な行為」とは、原則として次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 発注事案に関して、落札決定後辞退、有資格者の過失による入札手続の大幅

な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

6. 指名停止期間の決定

- (1) 指名停止期間の決定に当たっては、公共機関及び他の独立行政法人との均衡を配慮するものとする。
- (2) 一の有資格者が同一案件で機構建設工事等請負契約指名停止等措置要領（平成15年5月30日付け14森林総研第1833号）の別表2に掲げる要件にも該当する場合は、これと合わせて指名停止を行うものとする。

7. 一般競争入札への対応

契約事務取扱規程（平成13年4月2日付け13森林総研第86号）第9条第2項第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として、「農林水産省及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の指名停止を受けている期間中でないこと。」という事項を加えて公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。